

平成 30 年度 政務活動費支出整理簿

会派名 きずなクラブ

氏名 冷水 保

項目	研修費		支出内容
費目	旅費		
整理番号	月 日	支出額 (円)	
1	10 / 9	73,420	地方議員研究会研修会 旅費・宿泊費 (愛知県名古屋市) (日程、場所等は調査視察等届出書等に記載)
2	1 / 16	206,880	地方議員研究会研修会 旅費・宿泊費 (東京都中央区) (日程、場所等は調査視察等届出書等に記載)
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
小計		280,300	備考
合計		280,300	

※案分による支出の場合は、案分率等を支出内容欄に記入してください。

平成30年9月4日

会派名 きずなクラブ
代表者名 田名部 和 義 様

氏 名 寺 地 則 行



調査視察等届出書

八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により、次のとおり届出します。

- 1 旅行者 寺地則行 議員
- 2 期 間 平成30年10月9日(火)～10月10日(水)
- 3 場 所 愛知県名古屋市
名古屋ダイヤビルディング
- 4 目的及び内容 地方議員研究会
 - ・議員が知っておくべき財政の話 基礎編1
 - ・議員が知っておくべき財政の話 基礎編2
- 5 経 費 73,420円
【内訳は、旅費額計算書（第4号様式）に記載のとおり】

第4号様式（第6条、第8条関係）

旅 費 額 計 算 書

旅 行 日 程			旅 費 計 算 の 基 礎						
行	10/9	八戸駅発 13:07	区 分	基 数	単 価	金 額	備 考		
き	10/9	名古屋駅着 18:01	早見表						
帰	10/10	名古屋駅発 17:22							
り	10/10	八戸駅着 22:05							
経路・滞在地 10/9（火） 13:07 八戸駅発（はやぶさ20） 16:04 東京駅着 16:20 東京駅発（のぞみ239） 18:01 名古屋駅着 （名古屋市内泊） 10/10（水） 10:00～12:30 ・議員が知っておくべき財政の話 基礎編1 14:00～16:30 ・議員が知っておくべき財政の話 基礎編2 会場：名古屋ダイヤビルディング1号館3階 （愛知県名古屋市中村区名駅三丁目16番22号） 主催：地方議員研究会 17:22 名古屋駅発（のぞみ242） 19:03 東京駅着 19:20 東京駅発（はやぶさ37） 22:05 八戸駅着			鉄道運賃		997.9k	12,310	22,140	八戸⇄名古屋（往復割引）	
					k				
					k				
					k				
			急行料金	特		2	6,160	12,320	八戸⇄東京 631.9K
						2	4,310	8,620	東京⇄名古屋 366.0k
			急						
			特別車両料金			2	4,110	8,220	八戸⇄東京 631.9K
						2	4,110	8,220	東京⇄名古屋 366.0k
			船運賃						
			航空運賃						
			バス運賃						
			宿泊料			1	13,900	13,900	10/9 名古屋市
			小 計		73,420				
			合 計（小計×人数）		73,420	1名			

平成30年10月19日

会派名 きずなクラブ
代表者名 田名部 和 義 様

氏 名 寺 地 則 行



調査視察等報告書

平成30年9月4日付けで届出した調査視察等を実施したので、八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により次のとおり報告します。

- 1 旅行者 寺地則行 議員
- 2 期 間 平成30年10月9日(火)～10月10日(水)
- 3 場 所 愛知県名古屋市
名古屋ダイヤビルディング
- 4 概 要 別紙のとおり

平成30年度 議員研修セミナー報告書

〔日程及び研修場所〕

平成30年10月9日(火)～平成30年10月10日(水)

名古屋市 名古屋グランドビル1号館 地方議員研究会

〔研修内容〕

10月10日 10:00～12:00

- 議員が知っておくべき財政の語基礎編 1
 - 1 財政の基本知識と用語の解説
 - 2 歳入、歳出、科目別予算のあらまし
 - 3 役所の予算編成から決算まで (当初予算、補正予算、決算)
 - 4 事業の着眼点と事業の評価方法


10月10日 14:00～16:00

- 議員が知っておくべき財政の語基礎編 2
 - 1 地方交付税制度の徹底解説
 - 2 臨時財政対策債の仕組みと議会答分の真実
 - 3 市債と基準財政需要額の関係と事例で解説
 - 4 予算化されるべき予算要望とは？

〔研修者〕

寿地 則行

講師名刺


寝屋川市 福祉部 福祉総務課
 NEYAGAWA CITY

課長 ^{ほど} ^{おか} ^{とし} ^{かず}
程岡 俊和
 Hodooka Toshikazu
 地方監査会計技能士 (CIPFA Japan)
 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号
 TEL: 072 (824) 1181 (代表) FAX: 072 (838) 9800
 E-mail: hodooka.toshikazu@city.neyagawa.osaka.jp

公益財団法人 寝屋川市保健福祉公社

清算人
^{ほど} ^{おか} ^{とし} ^{かず}
程岡 俊和
 Hodooka Toshikazu
 地方監査会計技能士 (CIPFA Japan)
 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号
 TEL: 072 (824) 1181 (代表) FAX: 072 (838) 9800
 E-mail: hodooka.toshikazu@city.neyagawa.osaka.jp

研修内容

1 財政の基本知識

平成30年度における国の一般会計歳出歳入の構成

- 歳入においては 租税及び印紙収入が 60.5% 590,790 億円であり、その中では、所得税が 19.5% 190,200 億円。法人税が 12.5% 121,570 億円。消費税が 18.0% 175,500 億円。その他が 10.5% 100,840 億円 となっております。
- 公債金は、54.5% 526,922 億円であり、その中では、特例公債が 28.2% 275,982 億円。4条公債(建設公債)が 8.2% 80,940 億円であり、その他の収入が、5.1% 49,415 億円 となっております。
- 歳出においては、基礎的財政収支が、76.2% 744,108 億であり、その中では、社会保障が 22.7% 229,702 億円。地方交付税が 15.9% 155,150 億円。公共事業が 6.1% 59,789 億円。文教及び科学振興が 5.5% 53,646 億円。防衛が 5.3% 51,911 億円。その他が 9.6% 93,879 億円 となっております。
- 国債費は、23.8% 233,020 億円であり、その中では、債務償還費が 14.6% 142,745 億円。利払費等が 9.2% 90,275 億円 となっております。
- 地方交付税については、地方財政計画の歳出歳入及び地方交付税総額がマクロベースで決定された後に、これを前提として、ミクロの各地方公共団体に対する地方交付税交付金の配分額が、決定される仕組みとなっている。
- 地方交付税総額(マクロ)の算定について、又、国と地方の財政状況 ストップフローについて 解説があった。
- 地方一般財源総額 実質同水準ルールについてや地方一般財源総額の推移(地方財政計画ベース)や、地方財政計画における一般財源総額の内訳の推移について、又、決算歳出と計画歳出との乖離についてやその推移についての解説がありました。
- 折半対象財源不足解消後の対応(国、地方を合わせた債務縮減)一般財源総額 実質同水準ルールへの今後の取扱い等における考え方や、課題が提起され、今後の検討事項も示された。

1 財政の基本的知識と用語の解説

○ 財務の意義 - 財務とは、市町村が活動する上で、継続して、一定の秩序に従って、お金の収入・支出、予算・決算、契約、財産等に關する事務の総称。

○ 財務の組織

市町村の各機関に権限が分配され、それぞれの機関に補助体制が形づくられて組織化されている。

- ① 議会 ② 地方公共団体の長 ③ 出納機関 (会計管理者)
- ④ 監査委員

○ 予算とは、一般に一定期間における収入と支出の見積り又は計画住民に対してどのような行政施策がどのように実施されるかを、一覧表にして明らかにし、納めた税金がどのように使われ、住民に還元されるかを示したものである。議会の関与 (自治法 96 I ②) と住民に対する公表が義務付けられている (自治法 219 II)

○ 歳出・歳入、科目予算のあり方

○ 予算の内容は、地方自治法の規定では、次の7事項である (自治法 215)

- ① 歳入歳出予算 (法 216)
- ② 継続費 (法 217)
- ③ 繰越明許費 (法 218)
- ④ 債務負担行為 (法 214)
- ⑤ 地方債 (法 220)
- ⑥ 一時借入金 (法 225 の3)
- ⑦ 歳出予算の各項の経費の金額の流用 (法 220 II)

それぞれの説明は別紙参照

○ 役所の予算編成から決算まで (当初予算、補正予算、決算)

① 歳入予算の効力 = 歳入金を受取る権限は、法令、条例、規則等にもとづくものであって、歳入予算それ自体が根拠とはしていない (自治法 223 ~ 228, 230 等)

② 歳出予算の効力 = 歳出予算は、議会が執行機関に支出を許容するものであるが、執行機関は予算の定める経費と金額に拘束される (自治法 222 の3)

○ 会計区分

会計とは、現金の収入・支出や財産の管理、物品の収納・払いを明確にするための経理の区分を表すものである。

地方公共団体の事業はさまざまな分野にわたるため、その収支を一つの会計で処理することが困難な場合がある。そこで、単一予算主義の原則の例外として、特定の施策や事業を一般会計と分離して経理し、あるいは異なった方式で経理することを知認められている。

- 地方自治法は、普通地方公共団体の会計については、一般会計と特別会計の二種類を規定している（自治法 209I）
- 地方財政法は、政令で定める次の公営企業を經營する場合に必ず特別会計（広義）を設置するよう義務付けている（地財法 37）
 - ① 水道事業 ② 工業用水道事業 ③ 交通事業 ④ 電気事業
 - ⑤ ガス事業 ⑥ 簡易水道事業 ⑦ 港湾整備事業 ⑧ 病院事業
 - ⑨ 市場事業 ⑩ 畜場事業 ⑪ 観光施設事業 ⑫ 宅地造成事業
 - ⑬ 公共下水事業

○ 一般会計は、行政に要する収支を総合的に経理するもので、税を主な財源とし、地方公共団体の基本的な活動に必要なあらゆる経費を計上し、当該団体にとって根幹となる会計である。

○ 特別会計は、特定の事業・資金などについて、特別の必要がある場合に一般会計から区分してその収支を個別に経理するための会計をいう（自治法 209II）

○ 公営企業会計とは、① 地方公営企業法の全部又は一部が当然に適用される事業 ② その全部又は一部の適用を条例で定めた事業に係る会計をいう。

これは、独立採算制の公営企業の収支を経理するもので、収益的収支の予算と建設改良費等を経理する資本的収支の予算の二つの体系によって組立てられ、費用、収益を発生した事業に基づいて計上するなど、他の会計と著しく異なっている。

々 事業の着眼点と事業の評価方法

○ 地方債

- ・ 地方債は、自治体の住宅ローン
- ・ 世代間の負担の公平
- ・ 許可制から協議制へ
- ・ 借金総額

○ 歳出予算の流用

- ・ 歳出予算の各項の経費の金額の流用
- ・ 各目各節の間の流用
- ・ ...の流用
- ・ 要の流用
- ・ 予備費

○ 疑問点や問題点の洗い出し

・ 予算査定への着眼点

- 義務的経費か否か
- 予算編成方針と合致しているか
- 議会の要望事項にあるか
- 住民の要望はどのくらいか
- 事業の財源は、どうなっているのか

○ 事業課に資料作成を依頼

- ・ 積算根拠なしに査定できない
- ・ 自分が欲しい形で資料作成を依頼する
- ・ 効果的に査定するための基礎資料
- ・ 資料管理も大切な仕事

○ 主要な施策の成果を説明する書類

- ・ 成果の見える決算書
- ・ 選択と集中
- ・ 成果の見える化
- ・ わかりやすい主要な施策の成果説明書
- ・ 成果の見える主要な施策の成果説明書

10月10日 14:00 ~ 16:30

議員が知っておくべき 財政の諸 基礎編 ①

1. 地方交付税制度の徹底解説

○ 地方財政計画

- ① 歳入総額の見込額とその内訳
- ② 歳出総額の見込額とその内訳
 - ・ 地方財政計画の役割
 - ・ 地方財政計画と地方交付税の関係

平成30年度地方財政対策のポイント

1. 通常収支分

- (1) 一般財源総額の確保等
- (2) 公共施設等の適正管理の推進
- (3) 歳出特別枠の廃止及び必要なる歳出の確保

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

○ 地方交付税とは

地方公共団体の収入の中心となるのは、地方税だが、地域の経済力には偏在がある。

- ・ 標準的な行政の実施に必要な経費を賄うための地方税収入が不足する団体の存在

⇒ 財源が不足する団体に対し、一定の方法により国から交付されるものが地方交付税

総額は、国税四税（所得税、法人税、消費税、酒税）の一定割合と地方法人税の全額

- 1) 地方交付税の性格
- 2) 地方交付税の総額
- 3) 地方交付税の種類
- 4) 普通交付税の額の決定

○ 普通交付税の算定

- 1) 基準財政需要額の算定
- 2) 基準財政収入額の算定

② 臨時財政対策債のメカニズムと議会の答弁の真実

臨時財政対策債とは

- ・平成18年度に創設された地方債で、地方の財源不足を補てんするため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特別地方債
- ・臨時財政対策債の元利償還金相当額の100%を後年度基準財政需要額に算入

ポイント 地方交付税と考えるか、地方債と考えるか (抑制) 制度化 (平成18年度) から米もなく20年経過 100%算入が本当か (マクロとミクロ)

③ 地方債と基準財政需要額の関係

地方債とは、地方公共団体の長期借入金 (年度を越えて元利を償還する借入金) のことをいいます

そもそも地方公共団体は地方債 (借金) 以外の収入 (地方税や地方交付税等) で歳入を賄うことが原則となっていますが、地方財政法第5条ただし書きにより、限定的に地方債も発行し特定の事業等の経費に充てることが認められています。

1) 地方債の役割

- ① 財政支出と財政収入の年度間調整
- ② 住民負担の世代間の公平のための調整
- ③ 一般財源の補充
- ④ 国の経済政策との調整

2) 地方債の法制度

- ① 地方債を起すことができる地方公共団体
- ② 地方債を起すことができる経費

3) 地方債協議制度

4) 地方債の資金と形態

- ① 地方債の資金の分類
- ② 地方債の形態
- ③ 資金区分の振替要請

① 予算化しやすい、予算要望とは？

財政課長が予算の95%が決定

・義務的経費

・一般管理経費

財務部長が予算についても内容は理事者へ

・マニエラ項目 ⇒ 予算化

・議員要望分 ⇒ 理事者復活要求

市町村長査定

一事前に財政部長と財政課長から説明

⇒ 本音の議論

・総て予算化した場合の予算不足額大切

・各部署長の力量を試す機会

〔所感〕

大変お疲れ、勉強がありましたが、財政に関する基本的な事や仕組みについては大変参考になった。

一日の研修が午前と午後とでこの内容では大変なほど時間的余裕が必要と思われました。

第3号様式（第6条、第8条関係）

平成30年12月13日

会派名 きずなクラブ
 代表者名 田名部 和 義 様

氏 名 冷水 保
 寺地 則 行
 田名部 和 義
 吉田 博 司



調査視察等届出書

八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により、次のとおり届出します。

- 1 旅行者 冷水 保 議員、寺地 則行 議員、田名部和義 議員
 吉田 博司 議員
- 2 期 間 平成31年1月16日(水)～1月17日(木)
- 3 場 所 東京都中央区
 TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター
- 4 目的及び内容 地方議員研究会
 - ・議員の仕事 基礎編
 - ・議会から仕掛けるシティプロモーションとマーケティング
- 5 経 費 206,880円
 【内訳は、旅費額計算書（第4号様式）に記載のとおり】

第4号様式（第6条、第8条関係）

旅費額計算書

旅行日程			旅費計算の基礎						
行	日	時刻	区分	基数	単価	金額	備考		
行	1/16	八戸駅発 14:16	早見表						
	1/16	東京駅着 17:04							
帰	1/17	東京駅発 17:20							
	1/17	八戸駅着 20:12							
経路・滞在地 1/16 (水) 14:16 八戸駅発(はやぶさ24) 17:04 東京駅着 (東京都内泊) 1/17 (木) 10:00~12:30 ・議員の仕事 基礎編 14:00~16:30 ・議会から仕掛けるシティプロモーションとマーケティング 会場：TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター (東京都中央区京橋 1-7-1 戸田ビルディング) 主催：地方議員研究会 17:20 東京駅発(はやぶさ33) 20:12 八戸駅着			鉄道運賃		631.9k	9,610	17,280	八戸⇄東京(往復割引)	
					k				
					k				
			急行料金	特		2	6,160	12,320	八戸⇄東京 631.9K
					急				
			特別車両料金		2	4,110	8,220	八戸⇄東京 631.9K	
			船運賃						
			航空運賃						
			バス運賃						
			宿泊料		1	13,900	13,900	1/16 東京都	
						小計		51,720	
						合計(小計×人数)		206,880	4名

平成31年1月21日

会派名 きずなクラブ
代表者名 田名部 和 義 様

氏 名 冷水 保
寺地 則行
田名部 和義
吉田 博司



調査視察等報告書

平成30年12月13日付けで届出した調査視察等を実施したので、八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により次のとおり報告します。

- 1 旅行者 冷水 保 議員、寺地 則行 議員、田名部和義 議員
吉田 博司 議員
- 2 期 間 平成31年1月16日(水)～1月17日(木)
- 3 場 所 東京都中央区
TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター
- 4 概 要 別紙のとおり

議員研修会

一日時 平成21年1月17日(木)

内容 10時～12時00分
議員の仕事基礎編

内容 14時～16:00分
議会から仕掛ける「活」プロジェクトマーケティング

一参加者 きがなクラブ 田名部 和義
吉田 博司
冷水 保
寺地 則行 以上4名

一主催者 地方議員研究会

一開催場所 TKO東京駅八重洲カンファレンスセンター

一受講料 1講座 15,000円 全員2講座受講

一講師 松野豊



茨城県 境町 参与
Chief Marketing Officer
麗澤大学 地域連携センター 客員研究員

松野 豊

Yutaka Matsuno

〒306-0495 茨城県猿島郡境町 391-1
TEL 090-1762-3266 FAX 0280-81-1300(代表)
MAIL ymatsuno@reitaku-u.ac.jp
MAIL <http://www.town.sakai.ibaraki.jp/>
WEB <http://www.town.sakai.ibaraki.jp/>

研修内容

1 議員の仕事 基礎編

～議会と会派と議員のあり方

正範 語録 (作者不明)

実力の差は、努力の差

実績の差は、責任感の差

人格の差は、苦学の差

判断力の差は、情報力の差

真剣だと知恵が出る

中途半端だと愚痴が出る

いゝ加減だと言いつぶす

本気でやるから大抵のことができる

本気でやるから何でも面白い

本気でしているから誰かが助けてくれる

議会改革 ブレークスルー 10の法則

〔法則1〕 議員同士の信頼関係を築く

〔法則2〕 関係法規を自分の腹に落す。

〔法則3〕 第三者に語りせる

〔法則4〕 テムをアクション・プランを組み立てる

〔法則5〕 活動の立ち位置を明確にする

〔法則6〕 自分の手柄にしない

〔法則7〕 議論の過程を見える化する

〔法則8〕 本会議で議決をして、機関決定する

〔法則9〕 議会事務局を味方につける

〔法則10〕 議会基本条例を制定する

次の段階は、市民を巻き込んだ議会改革 (見える化による市民参加促進)

議会報告会の開催 - 議会として街に出て市民の声をよく聴く

議会のホームページやDVDの充実 - 市民の声をタイムリーに吸い上げる

市民の声をフィードバックやアウトプット → 市政に反映

議会制民主主義の確立と市民オリエンテッドな市政の実現

2 ワークシートの作成

- テーマ この研協会を何をもとに持ち帰るべきですか？
- テーマ あなたが考える理想の「政治家」とは、どんな人ですか？
- テーマ 地方議会とは、どのような機関ですか？
- テーマ 議会活動と議員活動の違いは、なんですか？
- テーマ 1日が24時間だったら、あなたはその1時間を何に使いますか？

3 7つの習慣 スティーブ・R・コヴィー

- 第1の習慣 「主体性を発揮する」
- 第2の習慣 「目的を持って始める」
- 第3の習慣 「重要事項を優先する」

- 事実と価値判断を分けて捉える
- 「場をつくる」「見える化」をする → 議論のプロセス
- かだつて会議 — 久慈市の例
- 流山市の平成20年度議会費予算要望策定システム
- パーパレス化による経費削減効果額 (市議会 流山市)
- " " " " (流山市 執行部)

正解は、ひとつとは限らない

〔所感〕

議会改革のプロと呼ぶべき来た松野先生の講義があり大変勉強になりました。先生は、流山市の市会議員を4期、16年つとめられたことが、その経験からの話もおもしろかった。又、議員としての心構えや議員のあり方等も大変参考になりました。

ワークシートの作成や周辺議員との交流、意見交換もよかったです。

研修内容

1 議員から仕掛ける 市プロモーションとマーケティング

○ 流山市の取り組み

流山市の概要 住んで良かった 住み続けたいと思える街 ~

人口 18万2222人

予算規模 此年度 554億 2500万円

秋葉原からつくば・エクスプレスで 約 20分

○ 一般質問の通告 (H16年9月~12月)

同じテーマで 市長の答を引き出した

○ 流山市の本格的なマーケティング戦略が動き出した!

○ マーケティング課の今後の課題

○ 産官学連携で 民意を反映した 議会ホームページを開発

○ パトパレは

○ この発想(考え方)を自治体広報戦略に適用したのか? 流山市

○ 議会広報にも応用できないか?

○ 「コウ」と読む漢字を思いつく限り書き出してください

○ ガイアログ(対話) — ルール

○ 相互理解を深め第3の案を!

おしめ

ゴールをイメージすると課題が見える

第一に問うべきは「どれだけ真剣に考えているか」である

ステファン・R・ゴウイー

【所感】

流山市は、東京のベッドタウンとして、人口も増え、若い世代が多く移住して来ている事と、都会に近いというメリットもある。市と一概に比べられないが、競争になった。議員としての考え方や見方についての話は、よかったです。地方分権の時代が来る事を心から望む次第がある。